平成２８年（フ）第２２１７号
横浜市中区松影町３丁目11番地８　松影本館515号室
債務者　檜山　政久
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１２８２号
福岡市南区大楠１丁目33番13―701号
破産者　株式会社レーヴ
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８４号
福岡市南区野間２丁目３番10号
破産者　株式会社アイム
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７９号
福岡県朝倉郡筑前町三並1471番地１
破産者　元喜フーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５４号
福岡県筑紫野市紫１丁目16番５号
破産者　合同会社アントリバー
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６号
千葉県旭市三川6439番地
破産者　梅林　　隆
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０９号
札幌市東区北19条東６丁目２番18号
破産者　舛鋼業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７号
栃木県栃木市川原田町48番地２
破産者　有限会社蒔田製作所
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９９号
栃木県栃木市川原田町48番地２
破産者　蒔田　和子
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８５号
埼玉県吉川市大字平沼144番地
破産者　有限会社山城屋川口商店
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
広島市中区舟入南３丁目18番10号
破産者　株式会社フット
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１５号
大分市萩原１丁目19番22号
破産者　アーチ不動産株式会社
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７号
茨城県高萩市大字島名2327番地の６
破産者　有限会社北関東美装
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１４４７号
横浜市都筑区中川中央１―31―１阪急モザイクモール５階
破産者　株式会社敬業
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１５号
長野県松本市高宮中７番29号
破産者　株式会社螢雪館
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２４号
宮崎県日南市南郷町中村乙3861番地７
破産者　有限会社栄美寿
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第９２０号
福岡市中央区春吉１丁目３番５号
破産者　有限会社魚源
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７号
最後の住所　千葉県匝瑳市春海7030番地２、開始決定時の住所千葉県匝瑳市野手1986番地１
破産者　亡品村清相続財産
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３４５号
栃木県宇都宮市ゆいの杜６丁目23番３号　カサアレグレＣ―201、開始決定時の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字芳志戸2185番地１
破産者　石川　伸之
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９７号
埼玉県越谷市東越谷２丁目１番地13
破産者　大さがみ交通株式会社
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１号
秋田市飯島字砂田33番地12
破産者　ラッセル販売株式会社
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部